

意見書第3号

小児科夜間診療の充実・確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成25年9月25日

提出者	阿久根市議会議員	山田	勝
賛成者	〃	牟田	学
〃	〃	中面	幸人
〃	〃	鳥飼	光明

小児科夜間診療の充実・確保を求める意見書（案）

国民がいつでも、どこでも安心して安全な医療サービスを受ける体制を整備することは、医療行政の大きな目標である。

しかし、地域的な医師不足や小児科、産科等の特定診療科における医師不足に加え、拠点病院においても医師不足が顕在化するなど、ほとんどの地域において、医師の確保は重要な課題となっている。

当出水地域の医療圏においては、小児人口1万人当たりの小児科医数は、平成22年の調査で県の平均7.3人を下回る4.9人となっている。

また、出水地域においては、小児科の夜間診療所がないため、子どもを持つ保護者にとって、夜間、深夜の突然の病気やけが等により、容態が急変した場合には、かかりつけ小児科医等であっても対応可能な医療機関はなく、出水市にある夜間一次救急診療所も午後11時までとなっている。そのため、それ以降は救急車を要請し、薩摩川内市か県外の水俣市へ搬送するしかないという危機的な状況になっている。

安心して子どもを育てられる環境をつくるため、出水地域における小児科夜間診療の充実・確保については喫緊の課題であり、その緊急な対策を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

鹿児島県阿久根市議会

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿